

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成24年9月27日(木) 午後7時00分～午後8時05分  
場所 小田原市役所 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子 (教育委員長職務代理者)  
2番委員 前田輝男 (教育長)  
3番委員 萩原美由紀  
4番委員 和田重宏 (教育委員長)  
5番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 教育部長                    | 三廻部 洋子 |
| 文化部長                    | 諸星 正美  |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱       | 佐藤 富朗  |
| 教育部管理監                  | 松本 弘二  |
| 文化部副部長                  | 奥津 晋太郎 |
| 保健給食課長                  | 皆木 政男  |
| 教育指導課長                  | 長澤 貴   |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 菴原 晃   |
| 生涯学習課長                  | 古矢 智子  |
| 文化財課長                   | 加藤 裕文  |
| 図書館長                    | 鈴木 健   |
| スポーツ課長                  | 杉崎 貴代  |
| 都市計画課長                  | 小澤 千香良 |
| 都市計画課主事                 | 小山 和英  |

(事務局)

- 教育総務課副課長・総務係長事務取扱 阿部 祐之

#### 4 協議事項

- (1) 歴史的風致形成建造物の指定について (都市計画課)

#### 5 議事日程

日程第1 議案第15号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

日程第2 議案第16号 教育委員会委員長の選挙について (教育総務課)

日程第3 議案第17号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

(教育総務課)

#### 6 報告事項

- (1) 市議会9月定例会の概要について (教育部、文化部)

- (2) 第47回全国史跡整備市町村協議会大会の開催について (文化財課)

#### 7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言

- (2) 会議録署名委員の決定…山田委員、前田委員に決定

- (3) 協議事項(1) 歴史的風致形成建造物の指定について (都市計画課)

都市計画課長…それでは私から、「歴史的風致形成建造物の指定について」御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

平成23年6月に開催されました当定例会において、文化部より説明をさせていただいておりますが、平成23年6月8日に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」に基づいて策定いたしました小田原市歴史的風致維持向上計画が国から認定され、この計画に基づき、本市では国の社会資本整備総合交付金を活用し、歴史的なまちづくりの取組をしようとするものでございます。

今年度、計画に位置付けられている歴史的建造物の一部について一層の整備・活用を図るため、歴史的風致形成建造物として指定してまいりたいと考えております。

お手元の資料の2枚目、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第12条抜粋を御覧ください。「歴史まちづくり法」において、歴史的風致形成建造物の指定の際は、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことと定められており、本日、お時間を頂戴し、御意見をお伺いするものでございます。なお、資料1の1枚目は、教育委員会委員長様に通知させていただきました依頼文でございますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

次に、指定する施設について御説明申し上げますので、資料の3枚目を御覧ください。こちらは指定候補に位置付いている施設の一覧でございます。今回、指定を考えておりますのは小田原市が所有する4施設で、表の備考欄に「指定対象」とお示ししております。

1つ目は松永記念館でございます。松永記念館敷地内には、戦前から電力王と言われた事業家で、数寄茶人としても高名な松永 耳庵が昭和21年に建てた居宅である老櫓荘をはじめ、耳庵が収集品を公開・保管した本館及び収蔵庫、耳庵と同時期に活躍した茶人である野崎 幻庵が大正期に建て、昭和61年に市内に移設された葉雨庵がございます。また、耳庵の茶の湯の精神が取り込まれ、自然の趣を基調にした庭園もございます。これらの整備を総合的に進めるため、松永記念館として一体的に指定を行うものでございます。なお、無住庵につきましては、指定候補となっておりますが、現在、敷地北側の民地内でございますことから、所有者から市へ寄付する旨のお話をいただいておりますので、松永記念館敷地内への移設の目処が立った段階で指定をしまいたいと考えております。

2つ目は清閑亭でございます。清閑亭は元貴族院副議長である黒田 長成が別荘として明治末期から大正初期に建てた数奇屋風の純和風建物でございます。

3つ目は小田原文学館でございます。小田原文学館は幕末の志士で、元宮内大臣の田中 光顕が別荘として昭和12年に建てた南欧風造りの建造物でございます。

最後に、小田原文学館別館の白秋童謡館でございます。小田原文学館別館は、田中 光顕が別荘として大正13年に建てた純和風の建造物でござ

います。

現在、これらの4施設は資料の展示や、小田原城周辺の散策者の周遊拠点として活用しているところではございますが、指定により、各施設の市民や来訪者への周知がより一層図られるとともに、国の支援による整備が一層推進され、小田原の歴史的風致の継承に繋がると考えております。

以上で「歴史的風致形成建造物の指定について」の御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### (質 疑)

萩原委員…このようなことで、来訪者の方だけではなく、市民の方が誇りに思えるような大切な建造物が残していけるのは良いのではないかと思います。

山田委員…国の支援が得られるということで、是非とも進めていただきたいと思えます。また、資料に指定候補の建造物一覧がございますが、この番号は優先順位を表しているのでしょうか。

都市計画課長…これは優先順位ではございません。重点区域に指定されたエリアの中でピックアップされた19施設でございます。

山田委員…分かりました。この中でも、きちんと管理されているものもあれば、管理が心配な施設もあると思えますので、心配な施設については、早めに調整を進めていただければと思います。

山口委員…資料の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第12条抜粋に関連してお聞きしたいのですが、本文2行目によると「認定計画期間」というものが定まっているようですが、それがいつ頃までかということと、4行目の「認定重点区域」にはどこが当たっているのか、指定候補一覧を見ると、板橋地区はまとまっているのですが、その他が飛び飛びになっているものもありますので教えていただきたいと思えます。

都市計画課長…計画期間につきましては、平成23年度から32年度の10年間と定めております。また、重点区域につきましては、小田原城総構をはじめとする小田原城周辺地区に板橋地区周辺を含めた420ヘクタールを小田原城城下町区域として指定しております。

山口委員…そうしますと、南町にある建造物などは小田原城城下町区域ということで指定候補になっているということですね。

都市計画課長…そういうことです。

前田教育長…これは観光資源として活用するために指定するということでよろしいでしょうか。

都市計画課長…そのような一面もございしますが、本筋といたしましては、歴史的建造物を保全・継承していくということが一番の目的でございます。ただ、それを観光資源として活用するというのもあるのかもしれない。

前田教育長…資料の指定候補一覧の所有者欄に括弧で書かれているのは所管課だと思うのですが、この部分に所管課を書いていることにはどのような意味があるのでしょうか。

都市計画課長…「歴史まちづくり法」において、「当該建造物が公共施設である場合にあっては、当該公共施設の管理者に協議し、その同意を得なければならない」とされておりますことから、施設を管理・運営している所管課をこの部分に書かせていただいております。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…今回の4件の指定につきまして、特に異議もないようですので、事務局から都市計画課へその旨で回答をお願いします。

それでは、本日の日程において、本協議事項のみに関係する所管の職員は御退席ください。

(4) 日程第1 議案第15号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

提案理由説明…教育長、図書館長

前田教育長…それでは、議案第15号「小田原市図書館協議会委員の任命について」御説明申し上げます。

図書館協議会委員につきましては、任期満了に伴う任命替えでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

図書館長…それでは、議案第15号「小田原市図書館協議会委員の任命について」に

つきまして、私から細部説明申し上げます。

本件につきましては、この9月30日をもって任期満了となります図書館協議会委員の改選でございます。小田原市図書館条例第6条第1項の規定により委員数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者ならびに市民の中から、教育委員会が任命することとされております。また同条第2項の規定により任期は2年、再任は妨げないものとされております。

また、図書館法第14条第1項の規定により、公立図書館に図書館協議会を置くことができることとされ、同条第2項により協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館が行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするとされております。

これらの規定を受けまして、議案第15号の別紙として委員候補者名簿を用意いたしておりますが、8名のうち、新たに委員を委嘱する方が5名となります。これら8名につきまして任命いたしたく、提案した次第でございます。

新任の委員の方でございますが、まず、柴田 敏勝氏は、小田原市立国府津小学校の教諭でいらっしゃいます。小田原市学校図書館協議会から御推薦いただきました。続きまして、中田 貴士氏は、小田原市立酒匂中学校の教諭でいらっしゃいます。同じく小田原市学校図書館協議会から御推薦いただきました。続きまして、大塚 さとみ氏は、学校図書ボランティア連絡会の代表を務めていらっしゃる方でございます。

続きまして、星崎 みゆき氏と石川 喬一氏におかれましては、市民委員募集に応募された方から選考させていただいた方でいらっしゃいます。ともに無職でいらっしゃいます。この委員の公募につきましては、市の広報紙やホームページ等により周知いたしましたところ、7名の方から応募がありましたので、応募者から提出していただきました応募申込書及び小論文による書類選考、面接等により審査いたしました結果、お2人に決定したものです。

また、再任委員の3名の方々のうち、これまで公募による学識経験者として委員をお願いしてございました宮崎 淳子氏を社会教育関係者に、学

校教育関係者として委員をお願いしてございました廣澤 登美江氏を家庭教育の向上に資する活動を行う者にそれぞれ区分変更したものでございます。

なお、図書館協議会委員の任期につきましては、平成24年10月1日から平成26年9月30日までの2年間となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…この委員の方々には学校関係者が多いようなのですが、市立図書館と学校図書館とはどのような形で関わっているのでしょうか。

図書館長…前回の第29期図書館協議会におきまして諮問いたしました、「小田原市図書館施設の今後のあり方について」に対する答申の中でもご指摘いただきましたが、これまで市立図書館と学校図書館の間には直接的な関わりが持たれておらず、連携を深めることが重要であるとの思いを強くしておりました。そこで、第30期の図書館協議会におきましては、そうした議論を深めるべく、学校教育関係者の多い構成としたものでございます。

和田委員長…学校司書を充実させるということが点検評価の中でも強く言われてきましたが、学校司書がこの協議会に関わることはないのでしょうか。

図書館長…委員候補者のうち、市内小中学校の教諭のお二人は、小田原市学校図書館協議会から御推薦いただいた方々でございまして、各学校の図書館運営を担当している先生方に協議会委員として関わっていただくとするものでございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第2 議案第16号 教育委員会委員長の選挙について (教育総務課)

和田委員長…教育委員会委員長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第12条第1項及び第2項により、「任期は1年とし、教育長を除く委員のうちから選挙しなければならない」と規定されております。

私は、平成23年10月1日から委員長に選任されておりますので、9月30日を持ちまして、その任期が終了することとなります。

このため、平成24年10月1日からの任期を持ちます、教育委員会委員長を選任する必要がありますが、この方法といたしましては、前任者の在職中に、期限付きで次の委員長を選挙しておくことが可能です。この場合の当選の効力は、期限到来の日、つまり10月1日から発生することになります。

したがって、本定例会におきまして、平成24年10月1日からの任期を持ちます、教育委員会委員長の選挙を行おうとするものであります。

なお、皆様ご存知のとおり、平成24年9月30日を持ちまして、私と山口委員が教育委員としての任期満了を迎えますが、引き続き平成28年9月30日まで教育委員の職を仰せつかりました。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に準じて、指名推選によっても差し支えないと解されております。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。ただいまの指名推選は、山田委員から指名していただくことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、山田委員から指名していただくことに決定いたしました。それでは、指名をお願いいたします。

山田委員…これまでの経験等を踏まえまして、教育委員会委員長に、和田委員を指名いたします。

和田委員長…お諮りいたします。ただいまの推選に御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、ただいま指名されました私が教育委員会委

員長に当選、決定いたしました。

(6) 日程第3 議案第17号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

(教育総務課)

和田委員長…委員長職務代理者の指定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が、その職務を行う。」と定められ、予め委員を指定することが求められております。これにつきまして、御意見等いかがでしょうか。

萩原委員…教育委員会委員長職務代理者に、山田委員を推薦します。

和田委員長…ただいま、萩原委員から山田委員を推薦する発言がございましたが、ほかに御意見いかがでしょうか。

(意見なし)

御意見もないようですので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、私から指名させていただきます。教育委員会委員長職務代理者に、山田委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、山田委員が、教育委員会委員長職務代理者に決定いたしました。よろしく申し上げます。

(7) 報告事項(1) 市議会9月定例会の概要について (教育部、文化部)

教育部長…それでは、私から、市議会9月定例会の概要につきまして、御説明させていただきます。資料2の1ページを御覧ください。

9月定例会は、9月3日に開会し、会期は10月9日までの予定でございます。9月21日には各会計の決算認定案が上程され、決算特別委員会が設置されておりますが、この決算特別委員会の概要につきましては、次回の定例会において御報告させていただきます。

次に、2ページを御覧ください。厚生文教常任委員会は、9月10日に開催され、議題が補正予算1件、所管事務調査として報告事項が3件ありました。なお、議題のうち、補正予算は承認されました。

次に、3ページを御覧ください。一般質問は、18日から21日までの4日間で行われ、教育委員会関係については5人の議員から質問がありました。4ページから質問要旨と答弁要旨を記載してございますので、御覧いただきたいと存じます。私からは、教育部関係の主な質問と答弁について説明させていただきます。

まず、4ページから5ページにかけてですが、大川議員から、おだわらっこ教育プランに関して、平成25年度以降の新しい計画の方向性及び2学期制について質問がありました。新たな計画については、現在、学識経験者、関係団体の代表者、小・中学校及び幼稚園の代表者等による策定委員会を開催し、意見のとりまとめを行っていることや、計画期間を5年としたいこと等について答弁をいたしております。

また、2学期制については、児童生徒、保護者、教職員を対象に実施したアンケートでは、様々な意見があったが、導入に際して、学校では学校行事の実施時期や開催方法等を見直したことや、授業時数の増が図られ、新学習指導要領への対応もスムーズに行うことが出来ていること等を踏まえ、教育委員会において2学期制の継続を決定したものであること、学期制のあり方は、社会情勢の変化や教育環境の変化などをみて、子どもにとってどのような学期制のあり方が望ましいかという視点で、見直すべき時期が来たら検討したい旨、答弁いたしております。

次に、5ページの最下段から6ページにかけてですが、木村議員から、体育・スポーツ振興及び学校プールの管理運営について質問がありました。学校施設のスポーツ開放に係る事務については、文化部が補助執行しておりますので、ここでは直接教育部に関わる質問について御説明いたします。体育・スポーツ振興については、教育委員会事務の点検・評価の対象事業の選定に関する質問であり、平成23年4月の機構改革に伴い、「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を制定し、学校における体育を除くスポーツについては、市長が管理し、執行することとしたことから、

社会体育等については、教育委員会の事務ではなくなり、点検・評価の対象とはならなくなったこと、学校プールの管理運営やプール開放については、教育委員会の権限に属する事務であることから、点検・評価の対象となること等について、答弁いたしております。

また、学校プールの管理運営については、小・中学校の全てに、深さは異なるものの、長さ25メートル、主に6コースのプールを設置していること、維持管理費用は、全体で1年あたり約2,650万円となっていること、水泳時間数は、小学校が10時間から20時間、中学校が6時間から15時間となっていること、夏休み中の小学校のプール開放は、PTAの運営で行われており、教職員はプール開放に関わる役割は担っていないため、教職員の服務の問題は生じないこと等について、答弁いたしております。

次に、7ページですが、安藤議員から、防災教育及び小・中学校における給食費の未納問題について質問がありました。防災教育については、東日本大震災を踏まえ、防災パンフレットの内容の見直しを行い、釜石東中学校の生徒が語るDVDを各校に配布したところであり、こうした教材を防災教育に活用するとともに、防災訓練においては、地域との連携など、人との関わりを通して、防災意識の向上や自ら行動する力を培っていきたい旨、答弁いたしております。

また、給食費の未納問題については、給食費の徴収方法について、現金徴収と口座振替の2通りがあり、現金徴収をしている学校が小学校23校、中学校8校で、現金徴収の方が徴収率が高くなることから、近年、現金徴収に切り替える傾向があること、平成21年度から23年度の未納率及び未納額の実態、未納対策として教育委員会が家庭訪問に同行したり、生活保護費や就学援助費を受給している保護者が滞納した場合に、給食扶助費が直接学校口座に振り込まれる制度を平成24年4月から開始したこと、また、給食費について公会計化の検討を行っていく必要があること等について答弁いたしております。

次に、8ページですが、井原議員から、小・中学校敷地内の樹木管理について質問があり、樹木の管理は、学校と教育委員会の双方が行っている

こと、伐採や枝下ろしの要請に十分な対応ができていないこと、今後、改めて状況を確認するとともに、優先順位等を考慮しながら計画的な維持管理に努めたいこと等、答弁いたしております。

最後の8ページですが、田中議員から、放射能から子どもたちを守るための保育園、幼稚園、学校給食における安全対策について質問があり、県が実施する学校給食用食材の放射性物質検査については、9月からスタートし、本市では、第1回目の検査として、学校給食センターで使用するにんじんの検査を行ったが、放射性物質は不検出であったこと、調理後の給食の検査については、県のモニタリング事業で国府津共同調理場が対象地点に選定され、検査結果については、県や本市のホームページでお知らせすること等、答弁いたしております。

教育部関係の一般質問の概要につきましては、以上でございます。なお、先ほども御説明いたしました。決算特別委員会の概要につきましては、次回の定例会において改めて御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

文化部長…引き続きまして、私から文化部関係の主な質問について御説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

議案関連質問として、奥山 孝二郎議員から史跡等用地取得事業についての質問があり、今回取得する用地は、戦国時代の小田原城の中心部分に当たり、試掘調査で東曲輪の北堀の一部が確認され、障子堀であることが確認できた場所であり、また、平成22年に策定した「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」においても、「優先的に追加指定を図ること」と位置付けられている場所である旨、答弁いたしました。

さらに、平成24年度当初予算で設定した小田原市土地開発公社に対する2箇年の債務負担行為を廃止することについて質問があり、当時、所有者が早期の売却を要望していたことから、小田原市土地開発公社により先行取得し、史跡の追加指定後に小田原市で買戻しを行うための平成24年度及び25年度の2年間の債務負担行為を設定したものであるが、本年9月中には追加指定が告示される見通しとなったことから、買戻しを行うための予算を計上するとともに、債務負担行為を廃止する旨、答弁いたしま

した。

続いて10ページを御覧いただきたいと存じます。次に、一般質問として、木村 信市議員から体育・スポーツ振興等に関して質問がありました。これらの質問の中には、教育委員会の補助執行事務ではないものも含まれておりますが、学校体育施設開放に関わる質問もありますので全体を資料として提出させていただき御説明させていただきます。

まず、体育・スポーツ振興に関して、本市の体育及びスポーツ等の基本政策を進めるに当たっての現状と課題について質問があり、子どもを取り巻く環境により、体力・運動能力の低下が本市においても課題となっていることから、自ら進んで運動しようとする意欲を高め、健康的な体を作る学校体育を進めている旨、答弁いたしました。

また、本市の生涯スポーツと学校体育との連携についての質問があり、現在、生涯スポーツの一端を担う学校体育に対しましては、体育学習やクラブ活動、サマースクール等において、スポーツ推進委員によるニュースポーツの体験講座や、湘南ベルマーレのプロサッカー選手による巡回授業などを実施しており、専門的な技術やその競技が持つ楽しさを伝えていることや、学校には子どもたちの全市的、あるいは地域的なスポーツイベントへの参加など、生涯スポーツの推進に協力を得ているところであり、子どもたちがスポーツ活動を気軽に、そして継続的に行うことができる仕組みや環境を整えるため、これからも、様々な機会を捉え、生涯スポーツと学校体育との連携に努めていきたい旨、答弁いたしました。

11ページを御覧いただきたいと存じます。次に、学校プールの管理運営に関して、プール開放の実態と問題点等について質問があり、全小学校25校において、PTAが運営主体となって夏季休業中に各学校に通学している児童に限定して学校プールを開放していることや、問題点といたしましては、監視員の確保が困難であり、運営にあたるPTAの負担が大きいなどの意見を聞いている旨、答弁いたしました。

また、県内他市の学校プールの地域開放の状況について質問があり、本市を除く神奈川県内の18市中、1市が小学校プールを学区内の団体に限定して開放し、7市が一般に開放しており、限定して開放または、一般に

開放している全8市の運営形態は、業者委託が7市、学校への委託が1市である旨、答弁いたしました。

文化部関係の説明は以上でございます。

(質 疑)

萩原委員…木村 信市議員の体育・スポーツ振興に関する部分ですが、先ほどの御説明の中に、プロサッカー選手による巡回授業などを実施しているということがございましたが、実際に私の子どもも小学校でラグビーの選手による授業を受け、今まで子どもたちが見たこともないようなボールと一緒にキャッチボールをしたり、お話もとても面白かったりと、とても興味を持ち、感激したようです。プロ選手の生の声を子どもたちに伝えていただくということはとても良い機会ですので、もっと推進していただければと思います。

山田委員…夏休みの学校プール開放のことが議題になっており、監視員の方に加えてPTAの方もお手伝いしていただいていると思うのですが、開放の時間帯はどれくらいで、何人くらいの方が子どもたちを見ていただいているのでしょうか。

スポーツ課長…ほとんどの学校が監視員の委託業務をしておりますが、PTAの方と共同であることが多いです。基本的には専任の監視員として1人から2人程度を雇用しておりますが、それ以外のPTAの方の数はまちまちであり、1人のところもございますし、10人のところもございます。また、開場時間もそれぞれの学校でまちまちであり、午前中は2時間で午後も2時間というところもあれば、午前中のみ、午後のみといったところもございます。

和田委員長…学校敷地内の樹木管理の問題について取り上げられておりますが、こういったことに関連した苦情は結構あるものなのでしょうか。

教育部管理監…公道が間に入っている、民地と直接隣接しているなど、形態は様々ですが、落ち葉が落ちてくる、倒木が心配であるなどの御意見はこれまでもいただいております。その際にはその都度、職員が出向いて確認をして、

対応しているのが現状です。

山田委員…昔は子どもたちが学校の外の掃除もしていたと思うのですが、現在では管理上、子どもたちが学校の外に出て掃除をすることが出来ないと聞きました。本当は子どもたちも自分たちの学校の落ち葉と一緒に掃くようなことが望ましいかなと思うのですが、やはり、安全面などで出来ないということになっているのでしょうか。

教育指導課長…子どもたちが校地から出るということに関しては、安全面などで問題がありますので、校地外の落ち葉につきましては、用務員や教頭などが対応をしていることがほとんどです。

和田委員長…給食費の未納問題についての質問が安藤委員からございますが、これは実際には親の問題だと思います。対象の児童生徒に対しては、学校現場ではどのような配慮や関わりをしているのでしょうか。

教育指導課長…未納の場合には保護者に対して通知文を出すということがございますが、その場合には、児童生徒には内容が分からないような形で渡しております。それでも未納が続く場合には、児童生徒が家に帰る前に保護者と連絡を取るなど、なるべく児童生徒に分からないような形で対応している学校が多いと思います。

和田委員長…そういったことに関してのトラブルはないのでしょうか。

教育指導課長…子どもたちに肩身の狭い思いをさせることは出来ませんので、学校が色々と工夫をしながら対応しております。

(その他質疑・意見等なし)

#### (8) 報告事項(2) 第47回全国史跡整備市町村協議会大会の開催について

(文化財課)

文化財課長…それでは、第47回全国史跡整備市町村協議会大会の開催につきまして、御説明申し上げます。お手元の資料3を御覧ください。本件につきましては、昨年9月の当定例会におきまして小田原市で開催する旨御説明させていただきましたが、具体的な開催内容が決まりましたので再度御報告させていただきます。

1にございますように、本大会は、全国史跡整備市町村協議会が主催する全国大会でございます。この協議会は、全国526市町村が加入し、史跡の整備の推進を図っている団体でございます。また、2にございますが、今年度の大会は、本市など県内の7市1町で実行委員会を組織し、本市が事務局となって開催いたします。

会期は10月17日から19日の3日間で、メイン会場はヒルトン小田原リゾート&スパでございます。日程は、1日目の17日は、ヒルトン小田原リゾート&スパにおいて、役員会、総会、記念公演、講演会、情報交換会を開催いたします。

次ページに大会日程表がございますので御覧ください。総会は、13時30分に開会し、議事や大会決議を行いまして15時に閉会となります。その後、相模人形芝居下中座さんの記念公演、静岡大学の小和田教授による講演会、そして情報交換会という流れになっております。2日目からは、史跡整備の状況を調査するエクスカージョンということで、神奈川県内の史跡等の視察を行います。今回は、神奈川県内史跡等を、Aコース「原始・古代」、Bコース「中世」、Cコース「近代遺産」と3つの時代に分けてコースを設定し、参加市町村の文化財関係職員等が視察することとしております。

大会の参加状況としましては、現時点で、236名、136団体が申込をされております。なお、当大会は、加盟市町村の総会を中心とした大会であるため、市民等の参加はございませんが、来賓として、文化庁長官や文化庁職員、国会議員により構成される史跡保全議員連盟の代表、神奈川県教育長などの御出席が予定されております。以上簡単ですが、第47回全国史跡整備市町村協議会大会の御説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…今回で第47回ということで、47回続いている目的とするところはあるのでしょうか。

文化財課長…史跡整備について、全国での事例を見ながら、先進的な整備方法などをな

るべく全国に広げたいということが1つ大きな目的です。また、そういったものを見ながら、市町村として、史跡整備に関しての必要な予算を確保して欲しいというような形で、国にも史跡整備の推進を求めていくというような側面もございます。

山口委員…この日程を見ると、勉強会というようなものは2日目、3日目の現地視察しかないように思えます。この予定だけ見ると何をする会なのか分からなかったのですが、現地視察の際に、各地域で史跡の説明をする専門の方はいらっしゃるのでしょうか。

文化財課長…各視察場所では、専門の文化財職員がそこでの史跡整備の意図や苦勞、改善点などを含めて説明することになっております。そういった面で、視察対象となっている市町には協力を求めて、実行委員会に入っております。なお、横浜市は実行委員会には入っていませんが、視察への協力はするという事で協力を得ております。

和田委員長…これだけ大きな大会を開催するのであれば、小田原には小田原駅を經由するなどして、たくさんの方がいらっしゃいますので、駅の中に表示をするなど、何らかの形で市民や来訪者に周知するのも良い気はします。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で本日本日予定の議題は終了いたしました。事務局からその他何かありますか。

教育指導課長…それでは、前回に引き続き、いじめ問題への対応について、御報告をさせていただきます。地域ぐるみの教育推進委員との懇談会以降、御意見をいただいておりますポスターとリーフレットですが、昨日、完成いたしましたので御報告させていただきます。

ポスターの変更点は大きく4点です。1点目は背景の色について、緑色から黄色に変更いたしました。2点目は左側のメッセージの書き出しに「もし、君がいじめているなら」という文言を付け加えました。3点目は右側のメッセージが元々は大人向けのものでしたが、「もし、君がいじめを見ているなら」という視点で、子ども向けの文言に変更いたしました。4点目

は相談先を教育委員会内の2箇所から1箇所にいたしました。

次にリーフレットの変更点ですが、大きく2点ございます。1点目は表面左側の「家庭では」という欄の3の文言が元々は「家庭の中での会話を大切にしましょう」、「日々の生活リズムを整えましょう」という2つに分かれておりましたが、これを1つの文にまとめました。これに伴いまして、1に「子どもの様子に関心を持ちましょう」という文言が加わっております。2点目は「教育委員会では」の欄の相談先について、いじめ目安箱、いじめ何でも相談の2箇所になっていたところを教育相談電話に統一してあります。

今後の対応といたしましては、明日28日に臨時校長会を開催し、今回作成いたしましたポスターとリーフレットを配布するとともに、今後のいじめ防止のための取組を確認していくことになっております。また、10月に入りましたら、自治会や医師会などの関係機関にポスターを掲示していただけるよう協力依頼をしていくことになっております。なお、このポスターとリーフレットを活用した各校での取組ですが、来週は前期の最終週になりますので、後期が始まる10月9日以降に指導をしていただくことになっております。

教育委員の皆様には作成に当たり御協力いただきましてありがとうございました。今後は、リーフレットにもございますように、学校、家庭、地域、行政が一体となっていじめ撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

#### (質 疑)

萩原委員…ポスターが見やすくなって良かったと思います。

山田委員…これは子どもたち一人ひとりに渡るのでしょうか。

教育指導課長…子どもたち一人ひとりに渡るものではございません。ポスターは各学校にB3版のものを7部ずつ、小さいものを50部ずつ渡します。大きいものの7部と小さいものの10部は校内に掲示していただき、残りの小さいもの

40部につきましては、地域の店舗などで御協力いただけるところに掲示していただくこととなります。

また、リーフレットにつきましては、教職員全員と各家庭に配布することになっております。

(その他質疑・意見等なし)

#### (9) 委員長閉会宣言

平成24年10月22日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（前田委員）